

台湾民法改正の最新動向（2・完）

台湾民法改正の最新動向：質疑応答

Q1（小田美佐子）：不安の抗弁権の要件について、日本でも財産状態の著しい悪化に限定する必要はないとする見解が主張されていますが、台湾の学説や判例、民法改正の方向性についてご教示いただければ幸いです。

A（詹森林）：1930年施行の現行台湾民法265条は、「当事者の一方が先に他方に履行しなければならない場合において、他方当事者の財産が明らかに契約締結時より減少し、履行に対応することが難しいおそれがあるときは、他方当事者が履行し、又は担保を提供しなければ、自己の履行を拒絶することができる」と規定しています。この条文は不安の抗弁権に関するものですが、1900年ドイツ民法321条や1912年スイス債務法83条1項を参照した規定です。契約締結後の財産の明白な減少によって、履行への対応が困難となることを要件としていますが、学者の中には、履行への対応の困難性は、財産の減少とは無関係なので、同条の規定を類推適用して、先履行者による不安の抗弁権の主張を認めるべきだとする者もいます（例えば、孫森焱や劉春堂）。

しかし、台湾の最高法院は2012年の判決（101年度台上字第923号民事判決）で「類推適用は法律に欠缺がある場合でなければならない。しかし、民法265条の趣旨からすると、財産の減少によらない履行への対応の困難性に関しては、法律の欠缺があるわけではなく、立法政策に属するものである」としました。すなわち、台湾の最高法院は、不安の抗弁権の行使に関しては、相手方の財産が明らかに減少している場合に限定しなければならないとしているのです。

2021年に完成した法務省の台湾民法265条の改正案では、原則的には契約締結の前後を問わず、不安の抗弁権の行使の要件として、「相手方の履

行能力が明らかに欠如していること」としています。この改正案は、2002年ドイツ民法321条1項及び DCFR III-3:401(2)の規定を参照したのですが、相手方財産の明白な減少の場合に限定しておらず、相手方の期限内の特定の履行ができない場合も含めています。

例えば、請負人Aは造船場を一か所しか所有していませんが、注文者Bのために1隻の船舶を建造するとして、特定の期日の引渡しまで約束しました。しかし、契約締結後、Aは同じ期日の前にもう1隻の船舶を建造することをCに約束していました。Aには造船場が一か所しかありませんので、Bが注文した船舶を期日までに完成させることができないおそれがあることは容易に予見することができます。そこで、Aの全体の財産に余裕はあるものの、Bはなお本条の規定に基づいてその権利を行使することができます。ただし、Cが発注した船舶を建造するために、Aがすでに造船場をもう一か所借りていることを証明した場合、またはCが発注した船舶を他の請負業者に委託した場合、すなわち下請負の場合には、Bは本条所定の権利を行使することができません。

また、台湾民法265条の改正案は、ドイツ民法321条1項を参照し、同条のただし書に「一方当事者は、契約締結時に相手方に履行への対応が困難のおそれがあることを知り、又は知り得た場合は、不安の抗弁権を行使することができない」と規定しています。

さらに、不安の抗弁権の効果に関して、台湾民法265条を次のように改正する予定です。すなわち、「相手方に対して先に履行をなすべき当事者は、相当の期間を定めて相手方に担保の提供を請求し、期限までに担保の提供がない場合は、契約を解除することができる」というものです。

この改正案は、2002年ドイツ民法321条2項、スイス債務法83条2項、PECL 8:105条2項、PICC 7.3.4条、DCFR III-3:505等の規定を参照しています。

Q2（道垣内弘人）：不完全履行という概念を廃棄する積極的な理由が、今

ひとつわかりません。とりわけ、特定物ドグマを廃し、特定物についても修補や代替物の引渡しなどの救済手段を認めるのであれば、それらの救済手段が認められる債務不履行の類型として不完全履行を措定することは可能であるように思えます。また、それは、現行法における瑕疵担保制度をどのように改正するのかにも密接に結びついています。その関係はどうお考えになるのでしょうか。

A (陳聡富)：債務不履行の3分類を廃棄するのは、ドイツ債務法の改正、国際的な契約法、英米法の契約違反モデルを参照して、契約違反に対する救済方法から規律するためですが、台湾では、引き渡された目的物に瑕疵があるときに、債務が履行されたことになるのか、不完全履行にならないのかについては、学説上争いがあります。多数説や裁判所の見解は、引き渡された特定物に瑕疵がある場合には、売主の義務が完全に履行されているわけではないので、不完全履行になるというものです。

不完全履行に関する改正のほか、売買の目的物の瑕疵担保制度も一緒に改正すべきです。法務省が2017年に作成を依頼した台湾大学の提案では、売買の目的物の瑕疵担保制度もドイツ民法にならって、改正を行うべきだとしています。すなわち、結果的に、日本と同じように特定物ドグマを否定することになりますが、その後の法務省の「改正検討チーム」の議論では、売買契約の内容まで検討が至っていませんので、瑕疵担保制度に関する法務省の改正案の内容もまだできていない状況です。

Q3 (朱擘)：救済手段を規範枠組みとして採用する場合に、特定物と種類物の違いを考慮する必要はありますか。

A (陳聡富)：特定物と種類物の違いは、主に現行民法債権編各則の売買契約に関する規範に規定されています。現行民法359条や364条により、売主が物の瑕疵担保責任を負うべき場合、特定物の売買であれば、買主は契約の解除又は代金の減額だけを請求することができますが、種類物の場合にのみ、瑕疵のない物の引渡しを請求することができますとされています。

民法債権編の通則改正案が救済手段を規範枠組みとして採用するのであれば、民法体系の整合性から、売買契約に関する現行民法債権編各則の規範を改正すべきです。すなわち、特定物と種類物の違いをなくす必要があります。

Q4（小田美佐子）：履行期前の履行拒絶に関する台湾法務省の改正案の内容や解釈について、お伺いできれば幸いです。

（1） 黙示の予期違約をどのようにとらえることになるのでしょうか。

A（陳聡富）：台湾の現行民法は予期違約に関する規定を置いていませんが、法務省の改正案は予期違約制度を認めており、主な規定として、2つがあります。1つ目は、229条3項の規定で、債務者が「明確に履行を拒絶」する場合、債権者は催告をする必要はなく、債務者は履行遅滞責任を負うというものです。2つ目は、255条の1の規定で、契約の一方当事者が「明確に履行を拒絶」する場合、相手方は催告する必要はなく、契約を解除することができるというものです。

これらの規定は、債務者が「明確に履行を拒絶」した場合に、履行遅滞責任を負い、かつ債権者は契約の解除ができると規定しているだけであり、「明確な履行拒絶」について定義規定を置いているわけではありません。意思表示には明示のものと黙示のものが含まれますので、改正案が債務者の「明確な履行拒絶」を明示の意思表示に限定していない以上、黙示の意思表示も対象となると解釈すべきです。すなわち、債務者の黙示の意思が「明確な履行拒絶」のレベルに達していれば、債務者は賠償責任を負い、かつ債権者は契約を解除することができる解釈の方が合理的です。

（2） 単に債務の履行を拒絶している場合は、要件を満たさないことになりますか。

A（陳聡富）：債務者が履行期前に債務の履行を拒絶した場合に、履行期前の契約違反に該当するかについて、ドイツ民法281条2項によれば、債

務者が真剣かつ確定的 (seriously and definitively) に履行を拒絶したときにはじめて、履行期前の契約違反が発生します。台湾法務省の改正案の規定では、債務者が「明確に履行を拒絶」しなければならないとしていますので、ドイツ法の規定と類似しています。したがって、債務者が単に履行を拒絶しているだけでは、まだ「明確に履行を拒絶」したとは言えないと思われれます。この場合、履行期前の契約違反が発生するかどうかを判断するために、債権者は、債務者に明確な履行拒絶の意思があるかどうかを確認する必要があります。

(3) 確定的拒絶を要件として求める場合の翻意の可能性をどのように考えますか。

A (陳聡富) : 当然のことながら、確定的拒絶は、債務者の「明確な履行拒絶」による履行期前の契約違反を構成するため、賠償責任を負わなければならないこととなります。翻意の可能性がないことを意味するののかについて、改正案は規定を置いていませんが、仮に債務者による確定的拒絶の後、債権者が債務者に損害賠償請求又は契約の解除を求める前に、債務者が翻意し、履行したい旨意思表示した場合、債権者に損害が生じていなければ、信義則に基づいて、債務者の翻意や履行は認められるべきであり、債権者は損害賠償請求又は契約の解除を求めることができません。

Q5 (松岡久和) : コメントでも触れたことですが、台湾の今後の民法改正においては、解除の要件として債務者の帰責事由は不要になったのでしょうか。それとも解除の要件として残ったのでしょうか。

A (陳洸岳) : 成果報告書の254条5号で、「重大な契約違反」は解除事由の1つとされていますが、その意味を明確にするために、次条の2号で「義務の違反が故意又は重大な過失により引き起こされ、かつ債権者が債務者による契約に基づく給付を期待できない」場合が判断基準として提案がなされていました。しかし、これはあくまでも判断基準としての意味でしかなく、解除の要件ではありません。この提案の内容は、後の改正案で

は削除されています。

Q6（松岡久和）：Q5のお答えから、解除について、債務者の帰責事由要件は結局外されたものと理解しました。改正前の日本法では、債務者に帰責事由がなければその債務は履行不能により消滅し、双務契約の場合に反対給付債務がそれにより影響を受けるか否かという危険負担の問題（旧534条～536条）になり、他方、債務者に帰責事由があればその債務は損害賠償債務として存続し、双務契約の場合の反対給付債務には影響せず、それを消滅させるためには契約違反をされた当事者が契約を解除しなければなりません（旧543条）。日本法の改正では、すでに説明しましたように、解除に債務者の帰責事由を要しないことにより、解除と危険負担の関係が問題とされ、危険負担の規定を履行拒絶権（536条1項）という形で妥協的に残すことになり、新たな解釈問題が生じてきています。台湾民法の改正においては、解除と危険負担の関係は、どう整理されたのでしょうか。日本法のような問題を残さない解決が図られているのでしょうか。

A（陳洗岳）：帰責事由を解除の要件から外するのは、債権者を容易に契約関係から離脱させるためです。債務者の帰責事由が不要となった解除と危険負担との規定は、両方ともそのまま維持されています。主な理由として挙げられているのは、まず継続的契約の場合、個別的な給付障害が生じたとしても、必ず契約を解消できるとは限りませんし、対価関係の維持をベースにする危険負担の規定を依然として適用する余地があります。また解除権行使・消滅不可分原則を貫くのが難しい場合、危険負担の規定がそれを補う機能を果たせるからです。

Q7（松岡久和）：今おっしゃった「解除権行使・消滅不可分原則」について少し補足した説明をいただけませんか。日本法では、担保責任における代金減額請求（563条）が一部解除の性質を有し、引渡しによる危険負担（567条1項）や563条3項や567条2項（413条の受領遅滞および413条の第2第2

項の受領遅滞中の履行不能により責に帰すべき事由のある買主への危険負担)と連動しています。

A (陳洗岳) : 「解除権行使不可分原則」は台湾民法258条2項に定められており、解除権を行使する解除権者が複数である場合、又は行使の相手が複数である場合に適用されます。この規定は特に解除権そのものが一部行使される場合(一部解除)を想定していないように思われます。これに対して、「解除権消滅不可分原則」については、一部の解除権者の解除権が消滅すれば、全体による解除権の行使ができなくなるため、特に明文化しなくてもよいと改正案の段階でコンセンサスを得ました。

なお、代金減額請求権については、主に減額の計算方法が議論されており、特に一部解除と位置づけられていないように思われますが、瑕疵担保責任を検討する段階で、議論に値する課題です。

そして、引渡しによる危険負担と受領遅滞中の債務者の保管義務に関しては、それぞれ現行法の373条と237条に定められています。373条は、「売買目的物の利益と危険は、目的物の引渡しの時から、買主がそれを負担する。ただし、特約があれば、この限りではない」と規定しており、237条は、「受領遅滞中、債務者は故意又は重大な過失のみにより、その責任を負う」と規定しています。

Q8 (松岡久和) : 複数契約の一部に解除事由が生じた場合、それ以外の契約についても解除できるかどうか問題になります。日本法では議論の末に解釈にゆだねられた問題です。私は、新542条1項3号の「残存する部分のみでは契約をした目的を達することができない」かどうかを判断基準として、同条の類推適用により解決することになると考えています。台湾民法の改正では、複数契約と解除の議論はされましたか。

A (陳洗岳) : 改正の過程では、この問題は特に取り上げられませんでした。成果報告書の提案254条の2の趣旨や同旨の改正案を斟酌して考えれば、松岡先生のご見解には賛成です。

Q9（松岡久和）：台湾民法改正では、履行期前の解除を、履行拒絶に限らずに広く認めることになりますか。とりわけ付随義務違反を理由にする解除は履行期前にも認められるのでしょうか。

A（陳泐岳）：成果報告書は解除事由を1つの規定にまとめた結果、分かりにくくなっているきらいがあります。そこで、従来の催告必要と催告不要の体系を維持した上で、履行期前の解除、付随義務違反による解除をそれぞれ定めるのが望ましいとの提案がなされました。結果的には、履行期前の解除の内容は特に変えられておらず、付随義務違反による解除に関しては、ドイツ民法324条を参照して、「付随義務」を「保護義務」に変えることが提案されました。

ところが、同じ条文でも、違う条文でも、適用要件が異なる履行期前の解除と付随義務違反による解除との関係はどうなるのかという疑問が生じます。すなわち、付随義務違反の場合でも、履行期前の解除は可能かどうかということです。正式な議論ではありませんが、同僚との意見交換をまとめると、信頼関係の破壊、契約目的の達成不能が履行期前の解除の要件となっていますが、同じことは何も主たる給付義務に限られているわけではなく、付随義務にも生じうるから、付随義務違反による履行期前の解除も可能だという結論になりました。しかし、これはあくまでも適用する際の問題に関する意見交換の結論に過ぎず、むしろ根本的には、義務の違反を債務不履行の責任根拠としている以上、義務をいわゆる主たる義務、従たる給付義務、付随義務に類型化する従来の考え方も併せて考え直すことが必要ではないかと思えます。

Q10（陳泐岳）：解除の意思表示の撤回に関する規定を設ける必要があるかどうかですが、現行法258条3項の「解除の意思表示は取り消すことはできない」という規定の位置づけに対して、これまで疑問を呈する見解が多いだけでなく、当該規定を根拠に合意による解除を取り消すと主張する多くの下級審の事案は、結局のところ、それが解除の合意をキャンセル

(撤回)するという意味合いで使われているため、いずれも裁判で斥けられました。そこで、理論的にも、一般の人々の誤解を避けるためにも、この問題は、意思表示の効力に関する規定を適用すれば足りるのではないかと思います。日本法から、特に参考にさせていただけるところがあれば、ぜひともご教示いただきたいと思います。

A (松岡久和)：日本民法540条2項に、「前項の意思表示は、撤回することができない」とありますが、2004年の民法の現代語化以前は、「前項ノ意思表示ハ之ヲ取消スコトヲ得ス」とあり、現在の台湾法同様の議論がありました。そこで、現代語化の際に撤回に修正されたのです。したがって、台湾法でも同様に撤回に修正されるのが良いと思います。